

焼津市告示第243号

令和6年度焼津市第二の成人式開催支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年6月24日

焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市第二の成人式開催支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、故郷への定住意識の醸成及びUターン移住の促進を図ることを目的として、市長が別に定める手続により指定した宿泊事業者が販売する、第二の成人式プラン（以下「第二の成人式プラン」という。）を利用した参加者に対し、予算の範囲内において、焼津市第二の成人式開催支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊事業者 焼津市内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する事業を営むものをいう。ただし、キャンプ場、バンガロー、ログハウス及びモーテル類似施設を営むものを除く。
- (2) 同窓会 市内の同じ小学校又は中学校の同じ学年に在籍していた者で行われる懇親会をいう。
- (3) 第二の成人式 令和7年3月31日までに開催される同窓会をいう。
- (4) 参加者 第二の成人式に参加する者で、出生の日が平成2年4月2日から平成11年4月1日までの間の日であるものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金交付の対象者（以下「対象者」という。）となるものは、次の各号に掲げる要件を満たす第二の成人式の主催者（当該第二の成人式を主催する参加者の代表者をいう。）とする。

- (1) 参加者の人数が10人以上であること。
- (2) 参加者に県外在住者が1人以上及び市外在住かつ県内在住者が1人以上含まれていること。
- (3) 宿泊事業者が販売する第二の成人式プランで市長が適当と認めたものを利用していること。
- (4) 市内で開催されるものであること。
- (5) 市が提供するチラシ等の配布、アンケート調査等に参加者の協力が得られるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める第二の成人

式は、交付の対象としない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的とするもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及び構成員によるもの
- (4) 公序良俗に反する内容その他社会通念上適当でないと市長が認める内容を含むもの
- (5) 他の補助金等の交付を受けているもの
- (6) 補助の目的に鑑み補助金を交付することが適切でないと市長が認めるもの
（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、第二の成人式プランの利用費として宿泊事業者に支払った経費（以下「対象経費」という。）に相当する額とし、参加者の人数に2,000円を乗じて得た額を上限とする。

2 前項の支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 支援金の交付は、一の第二の成人式につき1回とする。

4 酒類の代金を含んだ飲料代金がある場合には、その額を対象経費から控除した額を対象経費とする。ただし、酒類の代金を区分できる場合には、その額を対象経費から控除した額を対象経費とする。

5 補助対象経費をクレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、焼津市第二の成人式開催支援金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 領収書（第二の成人式プランを利用した事実及び参加者人数が分かるものに限る。）
- (3) 口座振込依頼書（第3号様式）
- (4) クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合 利用明細書及び特典相当額が確認できる書類の写し
- (5) 補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合 特典相当額が確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和7年3月31日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、焼津市第二の成人式開催支援金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

3 審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合は、その旨申請者に通知する。

4 市長は交付決定の日から1か月以内に支援金の交付を行うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

(1) 交付された支援金を第二の成人式以外の用途で使用したとき。

(2) 支援金の交付に係る手続について虚偽又は不正があると認められたとき。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において第二の成人式の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。